

Title	自律・法・コミュニケーション
Author(s)	田中, 誠
Citation	メタフュシカ. 1997, 28, p. 47-63
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/66599
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

問題の所在 ―― 生活世界と道徳

れるのかという点にあった。
『コミュニケーション的行為の理論』で一つの頂点を築いた
の解明や批判に、はたしてどの程度の有効な手だてを与えてく
た問題は、当初からハーバーマスのめざすものが批判的社会理
理学の提唱へと向かったが、この過程でつねにつきまとってい
にいったが、当初からハーバーマスの理論が、具体的な社会理
の解明や批判に、はたしてどの程度の有効な手だてを与えてく

ケーション的行為を現実の具体的な状況に繋ぎ止めるとともての生活世界が不可欠である。生活世界の概念は、コミュニともに、他方で、具体的な合意内容を決定するための資源としは、一方で、「理想的発話状況の先取り」 という参加者の態度とコミュニケーション的行為を通じて合意が形成されるためにコミュニケーション的行為を通じて合意が形成されるために

田 中 誠

の潜在力の解放」を可能にした歴史的・社会的条件として)提って、社会的な意義づけを可能にするという役割を担っている。だからこそ、コミュニケーション的行為に対するシステムる。だからこそ、コミュニケーション的行為に対するシステムである。しかし、生活世界の概念のハーバーマスによる性格づけは、問題を含んでいると言わなければならない。生活世界は、たされてしまう。そうだとすれば、合意の基盤としての生活世界は、されてしまう。そうだとすれば、合意の基盤としての生活世界は、されてしまう。そうだとすれば、合意の基盤としての生活世界は、されてしまう。そうだとすれば、合意の基盤としての生活世界は、されば、近代の歴史的境位を示す社会学的メルクマールとして(換言すれば、「コミュニケーション的行為にそなわっている合理性に、それ自体としては個人間で取り交わされるこうした行為にに、それ自体としては個人間で取り交わされるこうした行為にに、それ自体としては個人間で取り交わされるこうした行為に

が解明されているとはいえない。 その具体的な構造や過程を再生産するとされてはいるものの、その具体的な構造や過程を再生産するとされてはいるものの、その具体的な構造で過程を再生産するとされてはいるものの、その具体的な構造が、コミュニケーション的な実践が、生活世界を基盤としつつ、同時にそれケーション的な実践が、生活世界を基盤としつつ、同時にそれケーション的な実践が、生活世界を基盤としつつ、同時にそれケーション的な実践が、生活世界を基盤としつつ、同時にそれで用されているとはいえない。

他方この間に示されたディスクルス倫理学の構想は、コミュニケーション的行為の理論を実践の領域へ適用することをめざえられるのだが、そこでは生活世界は、人倫性の圏域と読み替えられるのだが、そこでもやはりそれは、人々がそのなかで「社会文化的な生活形式を共有し、コミュニケーション的行為の連関のなかで成長してきており、またそうした連関のなかで自ら関のなかで成長してきており、またそうした連関のなかで自ら関のなかで成長してきており、またそうした連関のなかで自ら関のなかで成長してきており、またそうした連関のなかで自ら関のなかで成長している」場であり、いかなる人も、自らがその外部にいると主張することはできないとされている。人倫性は、実践的ディスクルスの基盤を成し、その結果として成立する規範の道徳性とは区別されている。しかしそこでは、普遍主義的道徳をコミュニケーション論的に基礎づけることに主眼が置かれているため、道徳性と人倫性の関係は「トリヴィアルな」意味しかもたないことになってしまう。

ハーバーマスは、普遍的語用論によるこうした倫理学の基礎

よって、規範の妥当性と社会的・事実的妥当とが分離されると 範力を剝奪したうえで妥当性が吟味され、価値は歴史的に具体 これらのうち事実的妥当や価値をそのものとして取り扱うこと ないにせよ、そこには限界があることは明らかである。ハーバー しかし、道徳的な日常直観を信頼しつつ、こうした直観に支え 妥当を失い事実的なものの規範力は消滅する」とされている。 は実践的ディスクルス参加者の視点のもとでは「その自生的な としない」と彼は言う。他方で人倫性の圏域としての生活世界(6) 生活世界である。「道徳的な日常直観は哲学者による啓蒙を必要 づけを拒否しているが、そうした立場の支えになっているのが づけはあくまで仮説的性格をもつものだとし、その究極的基礎 る自己実現に関わるとして、したがって普遍化不可能だとして 的な個人や集団の疑問の余地のない地平の内部で人々が追求す はできない。すなわち、事実的妥当は先に述べたとおりその規 値とが区別されることになるのだが、実践的ディスクルスは、 同時に、厳密な道徳的正当化を要求される規範とそうでない価 マス自身このことに気づいている。また実践的ディスクルスに られて事実的に妥当している規範を吟味することは不可能では

ことによってディスクルス倫理学には、「経験的に現に存在するを否定的に捉えてはいない。むしろ究極的基礎づけを拒否するしかしハーバーマスは、ディスクルス倫理学のこうした限界

テーマから排除される。

妥当とが交わるからである。がある。というのは法においてこそ、規範の妥当性と事実的な新たな道が開かれるという。ここで法が登場することには意味道徳観念や法観念の記述」を行うことで自らを検証するという

一 法のディスクルス理論へ

スクルス理論を倫理学から社会理論的枠組みのなかで再配置されるとを提案する (FG,17)。もちろん、こうした置き換えることを提案する (FG,17)。もちろん、こうした置き換え自体はが、ここでは、事実性と妥当という二つの概念を用いて、ディスクルス倫理学の構想においてすでに行われていたのだが、ここでは、事実性と妥当という二つの概念を用いて、ディスクルス理論を倫理学から社会理論へと拡大しようという認識からある。そしてこのことによって当然、道徳性・人倫性・生活世ある。そしてこのことによって当然、道徳性・人倫性・生活世ある。そしてこのことによって当然、道徳性・人倫性・生活世ある。そしてこのことによって当然、道徳性・人倫性・生活世ある。そしてこのことによって当然、道徳性・人倫性・生活世ある。そしてこのことによって当然、道徳性・人倫性・生活世ある。そしてこのことによっては、新たな理論的枠組みのなかで再配置されるので、ままでは、新たな理論的枠組みのなかで再配置される。

具体的な現実のなかで掲げられ、承認ないし拒絶されるのだかるという意味で一種の理念化を伴う。しかし同時に妥当要求は、各々の発話において話し手が掲げる妥当要求として、中心的なコミュニケーション的行為の分析に際して、妥当の概念は、コミュニケーション的行為の分析に際して、妥当の概念は、

体であって、そこでは、妥当は事実性と融合している。この融 てはサンクションによって事実として妥当している規範や秩序 うしたコンテクストに注目すると、そこには、慣習や場合によっ される (FG, 127)。一方、合理化された生活世界の側では、社会 127,140)。そして生活世界が合理化され、「宗教的・形而上学的 ことができる。このようなコミュニケーション的行為の反省形 行為は、自己自身および自らを含む生活世界をその対象とする 位置づけられている (FG,38)。 しかし、 コミュニケーション的 人々が問題のないものとして共有している確信の地平のなかに 準化」(FG,39) する。この場合コミュニケーション的行為は、 能し、理念化によって生じる事実性と妥当のあいだの緊張を「平 ニケーション的行為における合意形成を支える背景知として機 合状態が無傷のまま維持されているがぎり、生活世界はコミュ が見いだされる。生活世界とは、このようなコンテクストの総 ら、コンテクスト内在的な性格を併せもっている (FG,37)。 こ な世界観という、批判に対して免疫をもった裏づけ」がなくな 式を、ハーバーマスは「論議(Argumentation)」と呼ぶ(FG 全体を統合する機能は、宗教的基礎を失った法へと集中する ると実践の方向づけは、もっぱらこの論議からのみ得られると (FG,128)。こうして法的論議がハーバーマスの関心の中心を

さて、「法とは、各人の自由を、他のすべての人々の自由との

占めることになる。

(3) というカントの言葉に示されているとおり、近代法は私的権利としての自由から出発する。彼によれば自由こそが、あらゆる人間が人間であるがゆえは、道徳法則の認識根拠とされていたように、もともと道徳論は、道徳法則の認識根拠とされていたように、もともと道徳論は、道徳法則の認識根拠とされていたように、もともと道徳論は、道徳法則の認識根拠とされていたように、もともと道徳論が文脈で論じられてきた。しかし法論の立場から見た自由は、ある人の選択意志が他人の選択意志と、自由の普遍的法則にある。このような法は、「普遍的な(合一された)国民の意志」をる。このような法は、「普遍的な(合一された)国民の意志」をすなわち人権は、主権者としての国民による立法によって実定すなわち人権は、主権者としての国民による立法によって実定すなわち人権は、主権者としての国民による立法によって実定がある。このような法は、「普遍的な(FG,123)。

た緊張を構成する法的現象そのものなのである。したがって法法理論史を再構成しているが、その際彼は、次のように述べている。「理論史は、法そのもののなかにある事実性と妥当の間の緊張、法の実定性と法が要求する正当性の間の緊張の必然的な緊張、法の実定性と法が要求する正当性の間の緊張の必然的な緊張、法の実定性と法が要求する正当性の間の緊張の必然的な緊張、法の実定性と法が要求する正当性の間の緊張の必然的な緊張、法の実定性と法が要求する正当性の間の緊張の必然的ないることによってもつ問題点を指摘するが、彼らの主張自体は、大のように述べて、とれぞれが一つの法的ディスクルスとして、法におけるこうしたがって法と、というに対しているが、その際彼は、次のように述べて、スーパーバーマスは、この人権と国民主権の関係を軸に、近代の、ハーバーマスは、この人権と国民主権の関係を軸に、近代の、ハーバーマスは、この人権と国民主権の関係を軸に、近代の

き位置を明らかにしなければならない。よって、自らが今日、法的現象の歴史的変遷のなかで占めるべのディスクルス理論は、これらの理論を分析・検討することに

た他ならないからである。 に他ならないからである。 に他ならないからである。 に他ならないからである。 に他ならないからである。 に他ならないからである。 に他ならないからである。

く強制として現れる。しかしこの次元では、法の規範的正当性害関心に基づいて成果志向的に行為する人にとって法はまさしこそ彼らの行為は法によって強制されると言いうる。自らの利主体が法則に従うことは自由裁量に任されており、それゆえに正体が法則に従うことは自由裁量に任されており、それゆえに正体が法則に従うことは自由裁量に任されており、それゆえに正体が法則と一致するということ以上のことを意味してはいない道徳性と区別される行為の合法性は、行為と普遍的法則とが道徳性と区別される行為の合法性は、行為と普遍的法則とが

のである。 のののである。 のののである。 のののである。 のである。 のである。 のである。 のののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 のである。 のである。

の点をルソーと比較しながら見ておこう。の際の議論の方向性が彼の法論の性格を決定している。次にこ導入は結局、法を道徳の支配下に置くことを意味しており、そハーバーマスによれば、カントの場合こうした道徳的観点の

三 人権と国民主権 ―― カントとルソー

し両者の間には調停されていない競合関係があり、それはこれな法治国家の規範的な自己理解を規定している(FG,124)。しか人権と国民主権という二つの理念は、今日に至るまで民主的

この原理は、個々人の自由を保障する主観的権利が本来もって 束力を賦与する形式」と考える実証主義的な観点をとるように 奪い去ることによって、法を「特定の決定や権能に事実的な拘 後のドイツ法理学は、私的自律を基礎とする主観的権利に独立 このプロセスは国民主権の原理を背景にして成立する。そして たということを意味している(FG.111)。民主的な法治国家にお まで個人の私的自律と公的自律を調和させることができなかっ 為の自由の相互主観的意味が、したがって私的な自律と国民と なった (FG,112f.)。そこでは、「法的に許容された主観的な行 いる道徳的内容を視野に入れて導入されなければならない いて、実定法の正当性の源泉は民主的な立法プロセスにあり、 とも成果志向的行為をも許容するはずである。だからこそ法は 則のもとにあると彼は考えた。しかし選択意志の自由は少なく いて語ってはいる。ただその際も、自由は最終的には普遍的法 言える。たしかにカントといえども法論において選択意志につ 行為から法秩序を導出していることに異議を唱えているのだと 開する。ハーバーマス流に言えば、彼はホッブズが成果志向的 返ってみよう。カントは、「ホッブズに対抗して」その法論を展 しての自律の関係が捉え損なわれている」(FG,118)のである。 した意義を認め、さらにそこからカントの道徳理論の後ろ盾を (FG,118)。ところが、ハーバーマスの見るところサヴィニー以 さてこうしたコンテクストを踏まえてカントの所論を振り

正法権を中核とする主権と対立しうるのである。それにもかか立法権を中核とする主権と対立しうるのである。それにもかか立法権を中核とする主権と対立しうるのである。それにもかからずカントが少なくとも表面上はこうした対立を回避しえたのは、「全国民の意志」に基づく立法においては、「何人も自分のは、「全国民の意志」に基づく立法においては、「何人も自分に貫した自律すなわち自己立法に思想が表れている。しかもそれは「道徳的に判断する個人といういわば私的な視点」(FG, 123)を範型として導入された自律概念である。このことによって私的自律と公的な自律の間の、さらには人権と国民主権の間の緊張関係は表だっては問題にされないですんだのである。この緊張関係は表だっては問題にされないですんだのである。この緊張関係は表だっては問題にされないですんだのである。ことにカントの法論のもつ性格は、ハーバーマスの言うへ自己決定〉とへ自己実現〉という対概念を用いてルソーと対比する決定〉とへ自己実現〉という対概念を用いてルソーと対比することによって明らかにすることができる。

世活世界の合理化によって、生活史や文化伝承に反省が介入生活世界の合理化によって、生活史や文化伝承に反省が介入を計画では個人主義が、集合的な生活が中心性から解放されたパースペクティヴを求める」道徳的形式では多元主義が促進される(FG,126)。そこでは実践の方向形式では多元主義が促進される(FG,126)。そこでは実践の方向形式では多元主義が促進される(FG,126)。そこでは実践の方向形式では多元主義が促進される(FG,127)。前者はすでに自己実現をめざないはあるいは私たちの善き生をテロスとして志向する」倫理的私あるいは私たちの善き生をテロスとして志向する」倫理的本語が介入と同じない。

留保をつけながらも、この対概念に国民主権と人権という対概そこでは自己実現の問題は、「歴史的に具体的な生活形式や諸個人の生活態度の疑問の余地のない地平の内部でのみ」問われるいた。しかしここでは、法についてのディスクルスの一つのタいた。しかしここでは、法についてのディスクルスの一つのタいた。しかしここでは、法についてのディスクルスの一つのタいた。しかしここでは、法についてのディスクルスの一つのタいた。しかしここでは、法についてのディスクルスの一つのタいた。しかしここでは、法についてのディスクルスの一つのタいた。しかして道徳的問題は、「歴史的に具体的な生活形式や諸個できるのとしてがあるとされる。そしてハーバーマスは、自然をでは自己実現の問題は、「歴史的に具体的な生活形式や諸個では、「ディスクルス倫理学」で言及されていた。ただす思考として、「ディスクルス倫理学」で言及されていた。ただいまのは、「ディスクルス倫理学」で言及されていた。ただの世界をつけながらも、この対概念に国民主権と人権という対概の余いのように対している。

権に力点を置くとされる (FG,130)。 権に力点を置くとされる (FG,130)。 権に力点を置くとされる (FG,130)。 権に力点を置くとされる (FG,130)。 念を重ね合わせる。

をもった意志とが一致すると考えることで、人権と国民主権を置かれる。両者はともに、自律の概念において実践理性と主権このようにして獲得された座標軸の上に、ルソーとカントが

(同所)。 的自律をリベラルに、ルソーは共和主義的に理解したとされることに成功したわけではなく、どちらかと言えばカントは政治らも、これら二つの概念を完全にシンメトリックに交差させる相互的に解釈しようとした。しかしハーバーマスによれば、彼

その際、同質的な共同体のエートスに基礎をもつ政治的な徳 力ントが自由に対する権利を道徳的に基礎づけられた人権と して、政治的な意志形成より先に置いたのに対して、ルソーは 関民としての自律の設立から出発して、国民主権と人権の間に 関語的な内容はここではむしろ国民主権の行使の様態、つまり 規範的な内容はここではむしろ国民主権の行使の様態、つまり 見主的な立法手続きのなかに入り込んでいる(FG,131f.)。 こうしたルソーの方向性自体は、ハーバーマスの議論がめざ して展開しなかった。それは彼が、カントより共和主義的な伝 して展開しなかった。それは彼が、カントより共和主義的な伝 して展開しなかった。それは彼が、カントより共和主義的な伝 の公共の福祉を志向する市民へと変貌させるのだが、ルソーは の公共の福祉を志向する市民へと変貌させるのだが、ルソーは の公共の福祉を志向する市民へと変貌させるのだが、ルソーは の公共の福祉を志向する市民へと変貌させるのだが、ルソーは

握では結局法原理の普遍的な意味が忘れ去られてしまうのであ合してしまう(FG,132)。そしてこのような国民主権の倫理的把できない。ここでは市民は、立法行為を行うマクロ主体へと融人の社会的に分化した関心といかにして媒介されるのかが説明に基づいて考えてしまうと、市民の共同の福祉への志向が、個々

る (FG,133)。

理論を構築しているとはいえ、そこに現れる政治的な自律の性 念である人権と国民主権の間の緊張は、高まると同時に隠蔽さ よって対立するのである。この対立のなかで、近代法の基本理 パラダイムを共有しつつ、両者はその主体をどこに求めるかに る。道徳的思考は個別の主体に、倫理的な思考は民族や国家と の主体に求めている点では軌を一にしているという事実であ ならないのは、両者が、法秩序を樹立する理性的な意志を特定 して理解されなければならない。しかしここで注意しなければ 政治的な自律は具体的な共同体の人倫的実体の自覚的な実現と いていなければならないのに対して、ルソーの倫理的思考では、 道徳的自律がすべての人々の合一された意志の政治的自律を貫 格はかなり異なっている。カントの道徳的な思考では、個人の れてもいる。というのは、 いうマクロ主体にこれを求める。つまり主体の思想という同じ 合衆国における二つの政治的伝統の対立を理論的に先取りして カントとルソーはともに自律概念を基盤としてそれぞれの法 カントとルソーは先に見たアメリカ

践を、あらかじめ価値志向がわかっている国民の倫理的な実体

(Tugend) をあてにしている。 しかしこのように自己立法の実

してしまっているからである。的に言えば道徳を法の上位に置くことでこの緊張を見えにくく理的視点から見た自律概念を出発点に置くことで、つまり一般いると言いうるが、同時に彼らは、それぞれ道徳的あるいは倫

(FG,128)とすれば、主体の思想は乗り越えられねばならない。の生き方の倫理的原則」のいずれとも調和しなければならない原則」と「意識的に立案され自己責任に委ねられた個人や集団しかし法の正当性の根拠が、「普遍的な正義と連帯の道徳的な

四 民主主義と道徳

> ていた。ここでは、まず民主主義原理について見てみよう。 を主体や倫理的に把握されたマクロ主体から切り離して抽象的 に捉える(FG,135)。ここで言う抽象的な意味での自律とは、 らず強制を受けずに合意をめざすことに他ならない。このよう らず強制を受けずに合意をめざすことに他ならない。このよう な自律概念は、その抽象性ゆえに、道徳と法の共通の基盤を成 す。ハーバーマスは、このことを、コミュニケーション論的に 捉え直された自律の原理であるディスクルス原理の特殊化され たものとして、道徳原理や民主主義原理を把握することによっ て示している。ディスクルス原理とは、「すべての可能的な当事 行為規範は妥当である」(FG,138)というものである。この原理 と道徳原理については、すでにディスクルス倫理学で言及され と道徳原理については、すでにディスクルス倫理学で言及され と道徳原理については、すでにディスクルス倫理学で言及され とが、合理的なディスクルスの参加者として同意できるような 行為規範は妥当である」(FG,138)というものである。この原理 行為規範は妥当である」(FG,138)というものである。この原理 と道徳原理については、すでにディスクルス倫理学で言及され と道徳原理については、すでにディスクルス倫理学で言及され と道徳原理については、すでにディスクルス倫理学で言及され と道徳原理については、すでにディスクルス倫理学で言及され と道徳原理については、すでにディスクルス倫理学で言及され と道徳原理については、すでにディスクルス倫理学で言及され と道徳原理については、すでにディスクルス倫理学で言及され と道徳原理については、すでにディスクルス倫理学で言及され と道徳原理については、まず民主主義原理について見てみよう。

のを制御する」(FG,142f.)とされる。ここで問題にしなければたディスクルス的な法制定過程において、すべての法のもとにたディスクルス的な法制定過程において、すべての法のもとにもの手続きを確定するだけではなく、法メディアの生産そのものを法的に制度化しており、その点で反省的=自己言及らの手続きを確定するだけではなく、法メディアの生産そのもとに民主主義原理とは次のようなものである。「法的に制度化され民主主義原理とは次のようなものである。「法的に制度化され

に即して規定し直したものであるが、重要なことは、この「法 り、ディスクルス原理における「可能的な当事者」を法の領域 規とは異なる)「憲法規範」において「実定的な形態」を与えら 保証している「諸権利の体系」は、「基本権」として(一般の法 な参加の権限」(FG,142)の制度化に関わるが、こうした権限を 主義原理は、「ディスクルスによる意見および意志形成への平等 ように考えることによって解消されているように見える。 されるという点である。ここに見られる循環はさしあたり次の のもとにある人々」が、法による制度化によってはじめて確定 う概念である。言うまでもなく、これは法的自律の担い手であ ならないのは、「法のもとにある人々」(Rechtsgenossen)とい 質的にかかえる循環であるとも言える。しかし法のディスクル のがもつ循環は解消していない。こうした循環は法治国家が本 範ないしは基本権へとずらされただけであって、法体系そのも ことによって法体系の内部での整合性は確保されていると言え れているというのである(FG,138)。たしかにこのように考える たものになってしまう。というのも、今日見られる国家中心主 ス理論がこのレヴェルに留まるとすれば、ハーバーマスがカン る。しかしこのような論理的な整合性だけでは、問題が憲法規 ギー的粉飾を伴いつつも、根本ではここで示した法治国家が孕 義的特殊主義は、民族や宗教などに関わるさまざまなイデオロ トから継承しようとした普遍主義的な構想もきわめて限定され 民主

ればならない。つつ、こうした法治国家のアポリアを超え出る道を追求しなけがってわれわれは、カントやルソーが残した問題を視野に入れむ循環によって支えられていると思われるからである。した

ではないと言われる場合である。そしてさらにこれらに加え(空) ての主体はディスクルスに参加してよい」という最も一般的な(8) ける参加の概念について整理しておこう。彼は、ディスクルス て、③「権力への参加」というアスペクトがある。これはトゥー(%) によって影響を受ける人々はディスクルスから排除されるべき アスペクトである。次に、②規範の「施行」(Inkraftsetzung) ペクトから論じている。まず、①「言語—行為能力のあるすべ 倫理学で、実践的ディスクルスへの参加者について三つのアス 事者」は②にあたることはさしあたり明らかである。しかし法 するのである。ディスクルス原理にある「すべての可能的な当 を権力への参加に還元してしまっているとハーバーマスは批判 のである。簡単に言えば、トゥーゲントハットは論議への参加 ゲントハットに対する批判のなかで否定的に言及されているも る態度は成果志向的な態度である。このことからして、③がディ に入れておく必要があるだろう。言うまでもなくここに見られ トも考慮せざるをえない。まず、法的ディスクルスは③を視野 的ディスクルスについて考える際には、これとは別のアスペク この問題について考える手がかりとして、ハーバーマスにお

妥協形成という性格をもつことになる。しかもその妥協は、「と が、法的ディスクルスに関しては事情が若干異なる。そもそも が、法的ディスクルスに関している。そうだとすれば、ディス クルス原理で言う「すべての可能的な当事者」も法的ディスクル ルスに関しては、成果志向的に行為する者という側面をもつは が、法的ディスクルスに関しては事情が若干異なる。そもそも が、法のディスクルスに関しては事情が若干異なる。そもそも が、法のディスクルス倫理学で主題的に扱われたものと異なり、

でこうした態度を超えた性格をもたねばならない。 もありうる」(FG,139)とされている。ここにはカントの法論のもありうる」(FG,139)とされている。こにはカントの法論のもありうる」(FG,139)とされている。ここにはカントの法論のでこうした態度を超えた性格をもたねばならない。

かである。この点に関連して、ディスクルス倫理学では、妥協成された妥協の正当性をディスクルス理論的にどう保証するのさて、法的ディスクルスで問題になるのは、交渉を通じて形

きとしてそれぞれの異なる理由から受け入れられるということ

五 国家と基本権

決する方向を探ることである。

スへの参加資格はさしあたり国民であることであろう。そして民主主義原理をそれ自体で形式的に見れば、法的ディスクル

実際、先に挙げたアメリカ合衆国における二つの政治的伝統は、ハーバーマスによれば、国家中心的発想においては選ぶところはない。つまり国家を、リベラル派は市場社会の守護者と考え、はない。つまり国家を、リベラル派は市場社会の守護者と考え、はない。つまり国家を、リベラル派は市場社会の守護者と考え、と、国民であることが必ずしも一致しないことは自明である。と、国民であることが必ずしも一致しないことは自明である。と、国民であることが必ずしも一致しないことは自明である。らないだろう。

の救済という例によっても示唆されている(FG,149)。 いな法的人格に関わる帰責のシステムを生み出すことを指摘し いる。もちろんこうした法的人格の設立は実定法の規制のも を現実の社会で実現するという役割を担わされていることであ る。もしそうだとすれば道徳が普遍性をもつかぎりで、こうし た組織の設立に関する法的ディスクルスは国家を超えた射程を た組織の設立に関する法的ディスクルスは国家を超えた射程を もちうる。このことは、そこで挙げられている第三世界の飢餓 した法的人格に関わる帰責のシステムを生み出すことを指摘し いな法的人格に関わる帰責のシステムを生み出すことを指摘し いな法的人格に関わる帰責のシステムを生み出すことを指摘し

によれば、基本権は、単なる<国家に帰属する者>を超えたハーバーマスは基本権のなかにその根拠を読み込んでいる。彼ス理論ではどのように理論的に位置づけられるであろうか。さて、このような事実上国家を超えた視点は法のディスクル

らなりの立場からこうした視点を獲得しようとしたのだが、そらなりの立場からこうした視点を獲得しようとしたのだが、それがおい。成果志向的に行為する者は、その選択意志を制限はならない。成果志向的に行為する者は、その選択意志を制限は、法的規則は、それが掲げる規範的妥当要求という視点からは、法的規則は、それが掲げる規範的妥当要求という視点からは、法的規則は、それが掲げる規範的妥当要求という視点からは、法的規則は、それが掲げる規範的妥当要求という視点からに、活的規則は、それが掲げる規範的妥当要求という視点からない、また必要に応じて再吟味が可能でなければならないは、法的規則は、それが掲げる規範的妥当要求という視点からは、法的規則は、それが掲げる規範的妥当要求という視点からは、法的規則は、法に対して、事実的に妥当しているものとしてまず市民は、法に対して、事実的に妥当しているものとしてまず市民は、法に対して、事実的に妥当しているものとしてまず市民は、法に対して、事実的に妥当は、その選択意志を制限が、その妥協とない。

ハーバーマスは、基本権を五項目に分けて定式化しているが、論的視点から見た基本権はそれを定式化したものなのである。男体的な社会の相互行為連関の内部における市民的自律は、法具体的な社会の相互行為連関の内部における市民的自律は、法

う背理を犯すことだとしてこれを否認した。ハーバーマスは、(タン) たって、カント的な道徳主義においては否認されていた抵抗権 果志向的に行為する自由でもない「コミュニケーション的自由 はこのような市民的自律を保証するのである。このことからわ による自らの自律の侵害に対して保護されると考える。基本権 法的規範の制作者であることによって市民にその権利が担保さ を法的に認めることは主権の上にさらに別の主権を立てるとい の問題に言及していることである (FG,156)。カントは、抵抗権 注目されるのは、ハーバーマスがこうした権利を導入するにあ の公的使用」(FG,161)を通じて法制定過程に参画する。ここで ている。そして市民は、カント的な道徳的自由でもなければ成 法の制作者 (Autor) として捉えている点で他の項目から際立っ である(FG,156)。これは、市民をたんなる法の名宛人ではなく、 よび意志形成過程へ平等な参加」の権利を市民に保証するもの ここで重要なのはそのうちの第四項目であり、それは、「意見お れているのであり、そしてまさにこの点において、市民は国家

> うものであることが理解されねばならない。 合のような静的・単層的なものとしてではなく、より動的・重 を見および意志形成の法的に制度化された手続きへと移され 性の負担は、国民であるという資格から、ディスクルスによる 性の負担は、国民であるという資格から、ディスクルスによる を がるように、ディスクルス理論は、主権の概念を、カントの場

の所論と照合しながら今一歩踏み込んで検討することにしよの所論と照合しながら今一歩踏み込んで検討することにしよの所論と照合しながら今一歩踏み込んで検討することにしよの所論と照合しながらないものと考えていた。公権力と市民的公共圏の分離を彼が素はの公的使用に由来することは明らかである。そしてカントはこの理的使用に由来することは明らかである。そしてカントはこの理的使用に由来することができたのは、当時の社会状況という背景があったからなのだが、このことは彼の所論のなかに、先に示した主権論に集約されるような国家法の自己完結性を超えた視点を見極めるためにも、われわれはハーバーマスの議論をカントを見極めるためにも、われわれはハーバーマスの議論をカントを見極めるためにも、われわれはハーバーマスの議論をカントを見極めるためにも、われわれはハーバーマスの議論をカントを見極めるためにも、われわれはハーバーマスの議論をカントを見極めるためにも、われわれはハーバーマスの議論をカントを見極めるためにも、われわれはハーバーマスの議論をカントを見極めるためにも、われわれはハーバーマスの議論をカントを見極めるためにも、われわれはハーバーマスの議論をカントを見極めるためにも、われわれはハーバーマスの議論をカントを見極めるためによっている。法のディスクルス理論の可能性が存在することによって、国家中心の発想から距離を表することによって、国家中心の発想から距離を表する。

六 世界市民法の理念

の点を理解するためにここで議論を整理しておこう。 の点を理解するためにここで議論を整理しておこう。 の点を理解するためにここで議論を整理しておこう。 の点を理解するためにここで議論を整理しておこう。 の点を理解するためにここで議論を整理しておこう。 の点を理解するためにここで議論を整理しておこう。 の点を理解するためにここで議論を整理しておこう。 の点を理解するためにここで議論を整理しておこう。

家ないしは共同体のなかに存在する「善き生」の理想の実現をに評価されるべき要素を含んでいるのだが、それらは既存の国民的自己立法における対話的パラダイムを準備した点で積極的な立法手続きそのもののなかで実現しようという方向性や、市ルソー以来の共和主義的伝統は、人権の規範的内容を民主的

リズムの伝統は、カント的な道徳的思考から出発しているとは てきた。ここではディスクルスは妥協を通じて利害の調整を図 諸個人の利害関心の充足を基本に置く個人主義的な傾向を強め ろ結局この伝統は、今日の共同体主義も含めて国家の枠組みを ば、道徳的ディスクルスは、リベラリズムによる変質以前のカ 現実の具体的な共同体や国家の枠組みを超えたものでなければ に置かれ、それらを吟味する役割を担うとすれば、それは当然 ている (FG, 207)。 道徳的ディスクルスが、これらに対して上位 両者を広い意味での実際的ディスクルスから派生したものと見 ては現実性をもたないのであり、その意味でハーバーマスは、 ついての倫理的ディスクルスは、利害調整のための交渉を欠い そして今日の社会では、どのような国家や社会に住みたいかに 続きを法や慣習によって規制された交渉というかたちをとる。 る実際的ディスクルスとなる。こうしたディスクルスはその手 いえ、しだいにカントのもっていた普遍主義的な志向を失い、 その思考の中心に据えざるをえないのであった。他方のリベラ めざす倫理的思考と表裏一体であり、ハーバーマスの見るとこ 性から解放されたパースペクティヴを求める」立場と照合する ントの普遍主義、つまり、「それぞれの自己中心性や自民族中心 ならない。したがってハーバーマスの法思想史の理解からすれ ことによって理解できるであろう。

カントの法哲学は、「法則に対する尊敬」という意識哲学的な

観念を基礎として、道徳哲学を外的行為に適用したものという になっている。しかしたとえば、道徳的な自律を 性格をたしかにもっている。しかしたとえば、道徳的な自律を を加ええない」という前提のもとに抵抗権を否認したカントは、 同時に「国民の自由のための唯一の保証」としての言論の自由 の重要性を主張している。しかもすでに述べたように、この言 論の自由を通じて可能となる理性の公的使用は国家権力による 特束を免れているのであった。こうした発想はカントの場合、 その主権概念の捉え方に災いされて、国家法のレヴェルでは、 その主権概念の捉え方に災いされて、国家法のレヴェルでは、 さる主張を読みとることができる。ここでとりわけ注目したい する主張を読みとることができる。ここでとりわけ注目したい のは世界市民法の理念である。

的秩序については語りうべくもないであろう。とはいえカントきわめて特異な性格をもっていることも明らかである。国家法法的な原理であることを強調するが、同時にそれが法としてはたりな原理であることを強調するが、同時にそれが法としてはいることという一見きわめて素朴な事実を挙げている。国家法法的な原理であることを強調するが、同時にそれが法としてはいることという一見きわめて素朴な事実を挙げている。国家法法的秩序については語りうべくもないであろう。とはいえカントの秩序については語りうべくもないであろう。とはいえカントと、国際法は言うまでもなく、国家法、国際法とならんで公世界市民法は言うまでもなく、国家法、国際法とならんで公世界市民法は言うまでもない。

(3) というのである。したがって世界市民法の核心は、「訪問権」の思想にあるとは考えているわけではなく、だからこそ世界市民法は理め、関野的には相互に交流可能であることを言っているの人間が、原理的には相互に交流可能であることを言っているのがある。したがって世界市民法は理める。

ことは、その国を征服することと同義であった。カントの訪問 うが、注意しなければならないことは、まずこの思想が、当時 というかたちをとらざるをえないのである。 法は、国家の存在を前提としつつそれを超えた視点を提示する に行き来できなければならない。したがってカントの世界市民 的状態への接近を可能にするためには、諸国家間を人々が自由 権の規定がこうした状況に対する批判を含むものであることを のヨーロッパ列強のアジアやアフリカへの侵略行為を念頭に置 る権利を含んではいない点で不充分だという批判も可能であろ 受けない権利であって、相手国民と同様に好意をもって扱われ して構想されたものだが、これを実現する究極の形式としての 忘れてはならない。また世界市民法の理念は、永遠平和をめざ いて構想されていることである。彼らにとって他国を訪問する る権利である「客人の権利」とは異なる。それは他国に居住す 「世界共和国」がさしあたり現実性をもたない状況で世界市民 この権利は、他国で平和的にふるまうかぎり敵対的な扱いを

国民をその名宛人としているということを意味している。しないし、また逆にその国を自らに同化させることでもない。たまで特定の国家に帰属する国民の視点から、国内的・国際的なまで特定の国家に帰属する国民の視点から、国内的・国際的なまで特定の国家に帰属する国民の視点から、国内的・国際的くまで特定の国家に帰属する国民の視点から、国内的・国際的なまで特定の国家に帰属する国民の視点から、国内的・国際的なまで特定の国家に帰属する国民という視点を相対化するのである。このことは逆に、すべての国家法が潜在的には他国の活動を規定するものである。このことは逆に、すべての国家法が潜在的には他国のである。このことは逆に、すべての国家法が潜在的には他国のである。このことは逆に、すべての国家法が潜在的には他国のである。このことは逆に、すべての国家法が潜在的には他国のである。このことは逆に、すべての国家法が潜在的には他国のである。このことは逆に、すべての国家法が潜在的には他国のである。このことは必ずしもその国民ということを意味している。

カントは当時においてすでに、「地上の一つの場所で生じた法カントは当時においてすでに、「地上の一つの場所で生じた法カントは当時においてすでに、「地上の一つの場所で生じた法の規定を思わせるこの原理によって、政治と道徳は一致させるの規定を思わせるこの原理によって、政治と道徳は一致させるの規定を思わせるこの原理によって、政治と道徳は一致させるの規定を思わせるこの原理によって、政治と道徳は一致させることができるとカントは言うのである。

ると解することができる。 公開性は一国の法体系を超えた原理であり、諸国民相互の「交 公開性は一国の法体系を超えた原理であり、諸国民相互の「交 ると解することができる。

このようにカントの法哲学、とりわけその世界市民法の思想を踏まえてハーバーマスの法のディスクルス理論を見るとき、を踏まえてハーバーマスの法のディスクルス理論を見るとき、のことによってのみ、民主主義の反省性=自己言及性が孕むアのことによってのみ、民主主義の反省性=自己言及性が孕むアのことによってのみ、民主主義のしたがわかるであろう。この理論は、近代民主主義のもつ潜在力を引き出す一つの試みとして理解されるものとなる。民主主義の最大の問題はそれがととて理解されるものとなる。民主主義の最大の問題はそれがを区別せざるをえないことであり、この問題は結局国家の問題を区別せざるをえないことであり、この問題は結局国家の問題に逢着する。ディスクルス理論は、少なくとも、民主主義がもに逢着する。ディスクルス理論は、少なくとも、民主主義がもに逢着する。ディスクルス理論は、少なくとも、民主主義がもに後着する。ディスクルス理論は、少なくとも、民主主義がもに後着する。ディスクルス理論は、少なくとも、民主主義がもといる。

を発展させようとしたものであると言えるだろう。 を発展させようとしたものであると言えるだろう。 を発展させようとしたものであると言えるだろう。 を発展させようとしたものであると言えるだろう。 を発展させようとしたものであると言えるだろう。 を発展させようとしたものであると言えるだろう。 を発展させようとしたものであると言えるだろう。 とによってのみ民主主義の潜在力を引き出すことができる。 かいーバーマスのディスクルス理論は、カント以降の歴史における社会構造の変化や社会理論の進展を踏まえ、なおこの方向性 を発展させようとしたものであると言えるだろう。 国家の形式的な自己完 を発展させようとしたものであると言えるだろう。

注

- (→) Habermas, J., Theorie des kommunikativen Handelns, 1981, Bd II S 189ff
- (≈) A. a. O., S.212ff.
- (co) Ders., Nachmetaphysisches Denken, 1988, S.96f.
- (4) Ders., Moralbewußtsein und kommunikatives Handeln, 1983, S. 108ff.
- (15) A. a. O., S.116
- (©) A. a. O., S.107.
- (7) A. a. O., S.117
- (∞) A. a. O., S.109.
- は、本文中に、FG と略記したうえでページを示す。(9) ハーバーマスの Faktizitit und Geltung, 1992, について言及する際
- (△) Kant, I., Über den Gemeinspruch: Das mag in der Theorie richtig

ついてはアカデミー版カント全集の巻とページを示す。)

- (二) Ders., Metaphysik der Sitten, VI, 237
- (12) A. a. O., 230.
- (ב) Ders., Über den Gemeinspruch, VIII, 295
- (4) Ders., Metaphysik der Sitten, VI, 231
- (15) A. a. O., 230. ただし、行為者がこうした原理そのものを自らの格率とすることは求められないとカントは言う。これは合法性と道徳性の区別からして当然である。それでもなお法の普遍的原理が、行為者の区別からして当然である。それでもなお法の普遍的原理が、行為者には、道徳理論での発想を継承しているのである。ハーバーマスは、トは、道徳理論での発想を継承しているのである。それでもなお法の普遍的原理が、行為者の区別からして当然である。それでもなお法の普遍的原理が、行為者の区別からした意識哲学的な枠組みを規範的妥当要求という概念を用いてこうした意識哲学的な枠組みを規範的妥当要求という概念を用いている。
- こうした発想から出てくる。)Ders., Über den Gemeinspruch, VIII, 294f. 抵抗権の否認の思想も
- (2) Habermas, Moralbewußtsein und kommunikatives Handeln, S.118
- (≅) A. a. O., S.99
- (9) A. a. O., S.101
- (a) A. a. O., S.83
- 果志向的に行為する個人を基礎に置いており、ハーバーマスは、こう果志向的に行為する個人を基礎に置いており、ハーバーマスは、こう方で、現在の共和主義的立場は優位性をもつとしている。しかし他提示する点で、共和主義的立場は優位性をもつとしている。しかし他提示する点で、共和主義的立場は優位性をもつとしている。しかし他はで、現在の共和主義は共同体主義的に解釈されており、これに対してはルソーの場合と同じ批判があてはまる。Ders., Three Normative Models of Democracy, in Benhabib, S. (ed.), Democracy and Difference, 1996, p.23.
- (2) Ders., Moralbewußtsein und kommunikatives Handeln, S.83
- (23) A. a. O., S.131 また S.75f. 参照

- (전) Ders., Three Normative Models of Democracy, p.26
- (S) Ders., Die Einbeziehung des Anderen, 1996, S.223.
- (26) 市民の概念はハーバーマスがすでに分析していたように、近代初期とついるのである。Habermas, Strukturuandel der Öffentlichkeit, ているのである。Habermas, Strukturuandel der Öffentlichkeit, ているのである。Habermas, Strukturuandel der Öffentlichkeit, で利的な追求は、近代初期において公権力と対置され、その意味をいう動向のなかで解体してしまった。こうした現状で、法のディスという動向のなかで解体してしまった。こうした現状で、法のディスクルス理論は、市民の低念はハーバーマスがすでに分析していたように、近代初期と1962. 特に第五章以下および一九九〇年版への序言参照。
- (云) Kant, Metaphysik der Sitten, VI, 320.
- (%) Ders., Beantwortung der Frage: Was ist Aufklärung?, VIII, 37.
- (名) Habermas, Three Normative Models of Democracy, pp.24f.
- (응) Kant, Über den Gemeinspruch, VIII, 304
- (31) カントにおける言論と国家権力との関係については、Der Streit der
- Ders., Metaphysik der Sitten, VI, 352
- (33) A. a. O., 311.
- (A) Ders., Zum ewigen Frieden, VIII, 358
- (55) A. a. O., 360.
- (%) A. a. O., 381.
- Ders., Metaphysik der Sitten, VI, 352

<u>37</u>

)注(26)参照。

(たなかまこと 関西学院大学非常勤講師)